

名取市地域密着型サービス指定候補事業者公募要項

令和7年2月

名 取 市

1 公募の趣旨

名取市では、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

本公募は、介護保険制度において、高齢者の方が要介護状態等となってもできる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするためのサービスとして、地域密着型サービスの整備を市内で行う事業者を募集し、指定候補事業者を選定するものです。

2 サービスの種類

(1) 公募するサービスの種類及び数量

サービスの種類	定員	整備数	対象地域
小規模多機能型居宅介護	29人以下	1事業所	市内全域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	1事業所	市内全域
認知症対応型共同生活介護	定員18人 (2ユニット)	1事業所	市内全域

(2) 令和8年度中に介護保険法に基づく事業者指定を受け、事業運営を開始するものとします。

3 応募要件

次に掲げる要件全てを満たす必要があります。

- (1) 本公募要項及び関係法令等※を遵守できる法人で、今回募集する地域密着型サービス事業所を整備・運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険サービス事業を運営している法人で運営実績（令和6年4月1日現在で3年以上の実績）を有する法人であること。
- (5) 法人について、過去3年国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- (6) 法人が運営している事業所に対し、過去3年度国・県・市町村により勧告・命令・行政処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 代表者及び役員等が名取市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条に

規定する暴力団員等でないこと。

※主な関係法令等

【法令】 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等

【基準】 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

【条例】 名取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年条例第29号）、名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例（平成24年条例第30号）、名取市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）

4 事業実施の条件等

（1）事業所の立地について

名取市の全域を対象とします。

ただし、地域密着型サービス事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営に努めなければならないことから、住民が生活している場所から離れた場所に孤立するような形態ではなく、地域とのつながりを保つことができるように市街化区域内、若しくは住宅地からの距離、交通網等総合的に勘案して施設の立地条件が適切なものとなるようにしてください。

（2）土地及び建物について

次に定める要件を全て満たしている必要があります。

- ① 関係法令を遵守し、施設整備に支障がないことを応募事業者において必ず関係機関の窓口で確認・把握した上で選定すること。なお、開発行為については都市計画法の規定により開発許可を要するので留意すること。
- ② 土地及び建物は、事業の継続性（利用者へのサービス提供の継続性）が十分確保されるものであること。本施設整備にあたり、新たに土地・建物の取得又は借り入れを行う場合、応募時において確保済みである必要はないが、選定後の取得・借入れが確実であることが確認できる売買確約書・合意書等を1次審査時（5月中旬）までに提出すること。
- ③ 事業計画等について、整備予定地の地区住民及び隣接地権者に対し、十分な説明を行う予定であること。
- ④ 原則として、公募申込み後の整備予定地の変更はしないこと。
- ⑤ 抵当権等第三者の権利（当該事業に係る金融機関からの借り入れによる抵当権、独

立行政法人福祉医療機構による抵当権を除く。)の設定がないこと、またはその権利の抹消が確実なこと。

※今回の募集に係る事業の整備が既存の高齢者施設等の改修・増築等により事業を整備する計画で、既に当該既存の高齢者施設等の整備を目的として土地、建物に設定された抵当権については、事業計画を遂行する上で支障がない場合、当該抵当権の抹消を要件としません。

- ⑥ 土地は、災害（水害、崖地、土砂、津波など）に対する安全性が確保されていること。都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている地域（以下「土砂災害特別警戒区域」という）を含まないこと。

また、土砂災害特別警戒区域に該当しない場合であっても、名取市ハザードマップ（洪水・土砂災害、津波）により被害が想定される区域を整備予定地とする場合には、被害の防止・軽減及び迅速な避難を可能とする対策が講じられていること。

- ⑦ 建物について、昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて建築された建物の場合は、平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」又は、平成31年1月1日付け国住指第3107号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」に定める耐震診断及び耐震改修を受けていること。
- ⑧ その他、施設整備および事業運営に支障がないこと。

5 費用助成等について

施設整備に伴う補助金は、宮城県の地域医療介護総合確保事業補助金を財源として市が交付します。そのため、宮城県から事業採択されなかった場合、又は補助金が申請額を下回った場合等においても、別途、市から施設整備に係る補助金の交付はありませんので、あらかじめご了承ください。

補助金の交付申請の手続きの詳細については、指定候補事業者に別途お知らせします。

6 応募手続き

(1) 応募意向表明書の提出

応募予定事業者は「応募意向表明書」をファックス又は電子メールで、令和7年3月11日（火）午後4時まで介護長寿課へ提出してください。提出後、送達確認の電話連絡をしてください。応募意向表明書の提出がない場合、公募申込書類の提出はできません。応募意向表明書を提出した事業者へ介護長寿課から受付完了の電子メールを送信します。当該電子メールの送信をもって、受理とします。

（「応募意向表明書」の様式は市ホームページよりダウンロード願います。）

(2) 質問について

公募に関する質問はファックス又は電子メールで、令和7年3月11日（火）午後4時まで介護長寿課へ提出してください。

質問は意向表明書を提出した応募予定事業者からのみ受付けます。コンサルティング会社や建設会社・設計会社等からの質問及び問い合わせには応じられません。

（質問票の様式「公募要項等に対する質問票」は市ホームページよりダウンロード願います。）

質問に対する回答は、令和7年3月24日（月）にホームページに掲載します。

(3) 公募申込書類の提出

本公募への申込みは、次により公募申込書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。（様式はホームページよりダウンロード願います。）

(4) 受付期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月25日（金）まで

（土曜・日曜・祝日を除き、午前9時から午後4時まで）

① 持参の場合 事前に提出日時を電話予約の上、持参してください。

② 郵送の場合 配達証明を利用する等、確実な配達が見込まれる方法により提出してください。

1) 提出書類の発送後、提出完了の旨を下記メールアドレス宛に電子メール及び電話で報告してください。

2) 電子メールのタイトルは「名取市地域密着型サービス指定候補事業者募集応募」とし、本文に「法人名」、「ご担当者名」及び「提出書類の発送日」を記載してください。

3) 提出書類の到着後、提出書類が整っていることを確認の上、介護長寿課から応募事業者へ提出書類受付完了の電子メールを送信します。当該電子メールの送信をもって、受理とします。

4) 令和7年4月25日（金）を過ぎても、受付完了メールが届かない場合は電話にてお問合せください。

※提出書類に不備があり、介護長寿課が別途指定する期日までに全ての提出書類が整わない場合は、不受理とし、審査対象としません。

※本市が必要と判断した場合に、書類の追加提出、補正等を求めることがあります。

(5) 提出場所

〒981-1292

宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市健康福祉部介護長寿課 TEL 022-384-2111（内線151） FAX 022-384-2128

E-mail : kaigo@city.natori.miyagi.jp

(6) 提出書類一覧

項 目	様式番号	備 考
①地域密着型サービス事業者公募申込書	【様式1】	
②法人の概要・沿革	【様式2】	
③法人の代表者、管理者等の経歴書	【様式3】	
④介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	【様式4】	
⑤名取市暴力団排除条例に関する誓約書	【様式5】	
⑥法人定款の写し		最新のもの (原本証明)
⑦法人登記事項証明書謄本		応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの(原本)
⑧基本計画図		1) 整備予定地周辺の地図、2) 配置図、3) 平面図(室別面積が記入してあるもの)、4) 立面図、5) 完成予想図 ※新築の場合はすべて提出 ※新築以外の場合は1)、2)、3)を提出
⑨事業計画概要書	【様式6】	
⑩事業運営に関する提案書	【様式7】	
⑪資金計画書	【様式8】	
⑫資金収支(見込)計算書		
⑬借入金償還計画表		※借入を予定している場合
⑭事業運営実績	【様式9】	
⑮事業日程表	【様式10】	
⑯土地・建物の権利関係を確認できる書類		1) 概ね3ヶ月以内に発行された土地・建物登記事項証明書(原本) 2) 購入契約書若しくは借地・借家契約書の写し又は確保が確実にできることを確認できる書類(売買確約書、合意書等)の写し(原本証明) 3) 予定地の現況写真(2方向以上から撮影したもの)

⑰法人の決算書の写し（直近３ヵ年）		財産目録、貸借対照表、資金・事業収支計算書・内訳書（原本証明）
⑱法人の納税証明書（直近３ヵ年）		国、都道府県、市町村分（原本）
⑲法人の預金残高証明書		３月１日現在のもの（原本）
⑳法人監査・介護保険事業者実地監査等の実施結果通知の写し（直近３ヵ年） ※指導等があった場合のみ		改善報告書の写し（原本証明）
㉑土地・建物に係る関係機関との事前協議の状況	【様式 11】	

***注意事項**

- ① 提出書類は、原則としてA4判縦型左綴じで作成しファイルに綴じ、正本1部・副本11部を提出すること。
(A4サイズより大きい図面などはA3サイズとし、A4サイズに折りたたむこと。)
- ② ファイルの表紙及び背表紙に、法人名等を記載すること。
- ③ 提出書類一覧表をつけること。
- ④ 綴じる順番は、提出書類一覧表の順番と同様とする。
- ⑤ 提出書類一覧表の番号ごとに仕切紙をつけ、各仕切紙に提出書類一覧表の番号を記載したインデックスを付すこと。
- ⑥ 各書類には、(ページの下・中央に) ページ番号を記載すること。
- ⑦ 文字の大きさは、明朝体11ポイント、横書きを基準とします。なお、表題や協強のため、フォント等を変更することは可とします。
- ⑧ 応募書類のうち、契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ありません。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 法人名 〇〇〇〇 代表者職氏名 代表者印	
---	--

- ⑨ 提出書類は、返却しません。提出書類は、本件事業者を選定するためにのみ使用します。

7 応募に際しての留意事項

(1) 応募内容の変更禁止

原則として、受付期間終了後、事業計画変更は認めません。

(2) 費用負担等

設計委託費等を含む応募に要した費用は、すべて応募事業者の負担となります。

本公募の中止や選定されなかった場合、要した費用の弁済及び損害賠償を市に求めることはできません。

(3) 書類の複製

提出書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製をすることがあります。

(4) 関係機関への照会

提出書類の内容を確認するため、関係機関に照会する場合がありますので、ご了承ください。

(5) 情報公開

提出書類については、名取市情報公開条例（平成11年名取市条例第21号）に基づく開示の対象となることもあります。

(6) 応募の辞退

応募後に応募を辞退する場合は、辞退届書を提出してください。

（辞退届の様式はホームページよりダウンロード願います。）

(7) 虚偽の記載をした場合

応募事業者から提出された書類に虚偽等の記載があることが判明した場合は、応募を無効とします。

(8) 複数サービスへの応募

複数サービスに応募することも可能です。その場合、それぞれに応募してください。

複数のサービスを併設する事業計画の場合においても、審査はサービスの種類ごとに個別に行います。

8 指定候補事業者の選定について

指定候補事業者は、名取市介護老人福祉施設等整備事業者選定委員会の審査に基づき、市が決定します。

(1) 選定方法

① 1次審査（担当課による書類審査）

市が必要と認める場合には、ヒアリングを行うことがあります。

② 2次審査（名取市介護老人福祉施設等整備事業者選定委員会による面接審査）

今回の事業計画等に関するプレゼンテーション及びヒアリング等により審査を行います。面接審査の詳細は、2次審査を行う事業者に通知します。

※ 応募が1事業者のみの場合であっても、2次審査を行い選定の可否を決定します。

③ 応募事業者が多数の場合の措置

応募事業者が多数の場合は、1次審査の上位のみ（3事業者程度）の2次審査を行います。

（2）評価項目

指定候補事業者を選定するための評価項目の詳細は、別紙「評価項目及び評価の着眼点」を参照してください。

評価の合計点に基づき、全応募事業者の順位付けをし、最も合計点の高い第1順位事業者を指定候補事業者として決定します。

（3）選定結果

選定結果は、すべての応募事業者に個別に文書で通知します。選定結果について、異議申し立ては受け付けません。また、選定結果についての問い合わせには応じないものとします。選定された指定候補事業者名等は、市ホームページにて公表します。選定後に辞退の申し出があった場合も、その旨を公表します。

なお、選定の結果、全ての応募事業者について本事業の目的が達成できないと判断した場合は、指定候補事業者該当なしとする場合があります。

（4）選定結果の取消し

指定候補事業者の選定後、指定候補事業者において辞退した場合、提出書類に虚偽の記載や本要項に関する重大な違背行為等が判明した場合や介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明し指定候補事業者としてふさわしくないと判断される場合には、選定を取り消します。市は取消しに伴う損害賠償等の責は負いません。また、求償権等の行使についても同様です。

9 今後の日程について（公募スケジュール）

令和7年	2月17日（月）	公募要項掲載（市ホームページ）
	2月18日（火）	意向表明受付開始
	3月11日（火）	意向表明受付終了
	4月 4日（金）	公募受付開始
	4月25日（金）	公募受付終了
	5月 中旬	1次審査（書類審査・ヒアリング）
	5月 下旬	2次審査（プレゼンテーション）
	6月 上旬（予定）	指定候補事業者決定・通知

10 留意事項

- （1）応募状況や他の応募者に関する情報、審査状況についての問い合わせには、回答いたしません。
- （2）本公募に係る土地（建物）権利者又は地域住民等との確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、市はその一切の責

任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。

(3) 指定候補事業者として選定された法人が、その地位を譲渡することはできません。

(4) 指定候補事業者として選定されたにもかかわらず、決定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、決定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の介護保険事業計画に記載の介護保険施設等事業者の公募に応募できません。

1 1 選定後の手続き

選定された指定候補事業者は、事業計画書を提出し、進捗状況を毎月報告してください。なお、選定結果は介護保険法に基づく事業者指定を確約したものではありません。事業所の整備等が終了し、事業開始の準備が整った時点で市に指定申請を行っていただきます。事業者指定には、申請から一ヶ月半程度を要します。指定申請書類の審査及び現地確認の結果、指定基準を満たさない場合は、指定を受けることはできません。

1 2 問合せ先

〒981-1292

宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市健康福祉部介護長寿課

TEL 022-384-2111 (内線 151) FAX 022-384-2128

E-mail : kaigo@city.natori.miyagi.jp